

第25回入善町農業委員会議事録

平成25年8月7日午後1時30分から第25回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 泉征幸	4番 長田昭
5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	9番 眞岩確成
10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 高見敏明	15番 佐藤一仁	16番 米山義隆	17番 福島信子
18番 若島せつ子			

欠席委員 1名

8番 鍋嶋太郎

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会 主幹	横山国昭
入善町農業委員会 主任	上田安彦
入善町農業委員会 主任	田中優子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第91号 農地法第5条の規定による意見進達について

酒井職務代理者

皆さん、お疲れ様です。本日は、鍋嶋会長が他の会合と重なったため欠席です。恐縮ではありますが、私が議長の職を代理で務めさせていただきたいと思います。

さて、今年の米についてですが、刈り取りが去年に比べ8日ほど早くなりそうです。6月から温度が高く、コシヒカリの高温障害が懸念されます。また、米の価格については昨年の1俵当たり14,000円より安くなるようです。これから作業で忙しくなりますが、体調に気をつけて頑張りましょう。

それでは、本日も最後まで、慎重審議をよろしくお願いいたします。

酒井職務代理者

第25回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第3終了までといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

酒井職務代理者

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

酒井職務代理人

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。16番米山委員と17番福島委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

酒井職務代理人

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

酒井職務代理人

次に、日程第3、議案第91号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第91号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は入善町道古〇〇の1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は568㎡です。譲渡人は入善町道古〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町道古〇〇番地の有限会社〇〇です。転用目的は「事務所敷地兼農機具置場」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の有限会社〇〇は、現在、水稻を中心に、約85haを経営する農業生産法人ですが、経営規模の拡大により、現在ある事務所や農機具格納庫だけでは手狭となっているため、既存施設のある作業場の近くに、新たな事務所及び農機具置場を建設する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「事務所敷地兼農機具置場」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、事務所、農機具置場等として利用するための必要最小限の面積であり、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済みであり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は入善町上野〇〇、上野〇〇の計2筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は2,327㎡です。譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町です。転用目的は「駐車場敷地拡張」で、契約内容は賃貸借権の設定です。

申請者の入善町は、現在の入善町健康交流プラザ「サンウェル」の駐車場部分の一部を利用して、特別養護老人ホーム「おあしす新川」を増築し、30床を増床する計画です。これに伴い、申請地にその代替となる駐車場を整備する計画としたことから今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の

施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は、施設敷地として失われる51台分と、施設の増床整備により新たに雇用する職員用駐車場等23台分の、合計74台分の駐車場として、必要最小限の面積であり、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、平成25年7月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書及び、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上2件です。よろしくお願

酒井職務代理者

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

申請番号1番は、私が確認しました。有限会社〇〇は、経営規模をかなり拡大していますが、それにしては事務所が小さく、以前から不便であったとのこと

中島委員

私は申請番号2番について確認しました。老人福祉施設の増床整備によりつぶれてしまう駐車場の代わりを、申請地に求める申請です。町の担当者から十分な説明があり、地域住民の同意や、隣接耕作者、入善土地改良区の同意も得られていますので、問題ないと考えます。よろしくお願

酒井職務代理者

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

申請番号2番についてですが、利用権の設定はしていなかったのですか。

事務局

していましたが、申請時に解約届を提出しています。

松原委員

申請地では、今年、大豆を作付けしていますが、現時点で解約してしまうと、どうなるのですか。

事務局

利用権解約の同意は申請時点ですが、実際の土地の引き渡しは、大豆の収穫後になります。工事は、収穫が終わってからになります。

松原委員

収用等で、利用権を期間途中で解約する場合、耕作者に対する補償はないのでしょうか。

事務局

特に補償はしていません。そのことも含めて、耕作者には、利用権の解約に同意していただいています。

酒井職務代理者

他にご意見はございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認め

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

酒井職務代理者

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第91号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

酒井職務代理者

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それではお知らせいたします。

まず、富山県農業施策に関する政策提案についてです。今回、4番と6番を新たに追加してみました。

4番は、現在、県段階での設置が検討されている農地の中間的受け皿に関するもので、基盤整備等の支援策の拡充や、制度設計・運用面の拡充について提案するものです。

6番は、TPP交渉に関するもので、農業の重要品目について、関税撤廃の除外対象とすることや、国益を損なうことが明らかとなった場合は、即座に交渉から脱退することを要請するものです。

これらの内容について、ご意見をお願いします。

酒井職務代理者

それでは、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

事務局

それでは、また何かありましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。とりあえず、この内容で提案したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に、農地制度実施円滑化事業費補助金を活用した、農業委員会の先進地視察研修についてですが、前回の農業委員会で、日程を、8月25日(日)、26日(月)としたいとお知らせしていました。

しかし、夏の高温で米の収穫作業が早まる見込みであり、早稲については、ちょうどその頃から刈り取りが始まると考えられます。

そこで、日程を大幅に延期し、11月にしたいと思います。11月6日(水)、7日(木)とする方向で調整していますので、申し訳ありませんが、再度予定の調整をお願いします。なお、視察先は変更せず、宮城県登米市農業委員会を考えています。

それでは、この後、富山県農業会議による、農業情勢等の研修と、農業新聞普及拡大の取り組み依頼があります。

そして、今月は恒例の合同農地パトロールの月ですので、終了後、役場正面からマイクロバスで出発したいと思います。よろしくお願いいたします。

酒井職務代理者

では、他にご意見がないようでしたら、これをもちまして第25回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、9月5日 木曜日、午後1時30分から行います。

(閉会 午後2時00分)